

2016年3月24日 全13頁

バーゼルⅢへの対応状況(2015年6月末時点)

モニタリング結果の公表(第9回) : 内部留保の積立でクリア可能か

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2016年3月2日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で230である。
- グループ1(Tier1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行(金融機関))においては、前回同様、普通株式等Tier1(CET1)の最低所要水準(4.5%)と資本保全バッファの合計(7.0%)に対する資本不足額がゼロとなっている。グループ2(その他の銀行(金融機関))においても、前回に比して、CET1の最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)に対する資本不足額が約90%減少している。
- こうしたことから、前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行(金融機関)は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなが窺われる。
- というのは、グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)の双方において、CET1が規制資本の8割超を占めているところ、そのCET1の相当部分(グループ1においては55%、グループ2においては38.3%)を内部留保が占めているためである。

[目次]

■ <u>1. はじめに</u>	2
■ <u>2. モニタリング対象</u>	2
■ <u>3. 規制資本へのインパクト</u>	3
■ <u>4. レバレッジ比率</u>	8
■ <u>5. 流動性規制</u>	11
■ <u>6. おわりに</u>	12

1. はじめに

2016年3月2日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している¹。

このモニタリングは、12月末及び6月末（わが国の場合は9月末及び3月末）を基準日として、半年ごとに実施されることになっている。今回は、9回目のモニタリングの結果（2015年6月末時点）の公表となる²。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介する。

なお、これまでのモニタリングと同様に、今回のモニタリングでも、バーゼルⅢに係る段階適用の経過措置、グランドファザリングは考慮されていない（2019年の完全実施ベースである）点に留意されたい。また、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対する資本サーチャージ（以下、「G-SIBsサーチャージ」）（普通株式等Tier1で1.0%～2.5%の上乗せ）³が考慮されている点も、これまでのモニタリングと同様である。

2. モニタリング対象

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で230である。

その内訳は、グループ1（Tier1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））が101、グループ2（その他すべての銀行（金融機関））が129である。

230の銀行（金融機関）を法域で分類した場合、図表1のようになる。

¹ BCBSウェブサイト参照（<http://www.bis.org/press/p160302.pdf>）

² 8回目のモニタリングの結果（2015年9月15日公表）の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢへの対応状況（2014年末時点）」（鈴木利光）[2015年10月15日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20151015_010217.html）

³ G-SIBsに対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」（金本悠希）[2011年11月9日]

図表 1 モニタリング対象（規模及び法域別）

法域	グループ1					グループ2				
	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	LCRの情報を提供	NSFRの情報を提供	計	リスク・アセット及び自己資本の情報を提供	レバレッジの情報を提供	LCRの情報を提供	NSFRの情報を提供	計
アルゼンチン	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2
オーストラリア	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1
ベルギー	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2
ブラジル	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0
カナダ	6	6	6	6	6	2	2	2	2	2
中国	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0
フランス	5	5	5	5	5	5	5	5	3	4
ドイツ	8	8	8	0	8	42	42	36	0	35
香港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インド	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
インドネシア	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2
イタリア	2	2	2	2	2	14	14	13	13	13
日本	14	14	14	14	14	4	4	4	4	4
韓国	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3
ルクセンブルク	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
メキシコ	0	0	0	0	0	7	7	7	7	4
オランダ	3	3	3	3	3	9	9	9	9	9
ロシア	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
サウジアラビア	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0
シンガポール	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0
南アフリカ	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
スペイン	2	2	2	2	2	6	6	6	5	6
スウェーデン	4	4	4	4	4	6	5	1	0	0
スイス	2	2	2	2	2	5	3	4	4	4
トルコ	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0
英国	5	5	5	4	4	10	10	3	3	3
米国	13	13	13	13	13	0	0	0	0	0
計 (うちG-SIBs)	101 (30)	101	101	92	100	129	126	108	68	102

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.1 より大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 規制資本へのインパクト

(1) 資本水準

バーゼルⅢでは、普通株式等 Tier 1 (CET 1) 比率、Tier 1 比率、総自己資本比率の水準が図表 2 のように定められている。

図表 2 パーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 + 資本保全バッファ	最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ
CET 1比率	4.5%	7.0%	8.0% ~ 9.5%
Tier 1比率	6.0%	8.5%	9.5% ~ 11.0%
総自己資本比率	8.0%	10.5%	11.5% ~ 13.0%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）における CET 1 比率、Tier 1 比率、総自己資本比率の平均水準は、図表 3 のとおりである。

図表 3 資本水準（平均）

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率			
2011年6月	7.1%	7.4%	8.6%	6.7%	7.0%	8.3%	7.6%	8.0%	9.8%
2011年12月	7.7%	7.9%	9.2%	7.3%	7.6%	8.9%	7.6%	8.1%	9.9%
2012年6月	8.5%	8.7%	9.9%	8.3%	8.6%	9.8%	8.2%	8.8%	10.3%
2012年12月	9.1%	9.4%	10.6%	9.0%	9.2%	10.5%	8.1%	8.7%	10.0%
2013年6月	9.5%	9.7%	11.1%	9.4%	9.6%	11.1%	8.2%	8.8%	10.3%
2013年12月	10.2%	10.5%	11.9%	10.1%	10.5%	11.9%	9.5%	10.1%	11.8%
2014年6月	10.8%	11.2%	12.6%	10.7%	11.2%	12.5%	10.8%	11.1%	12.9%
2014年12月	11.1%	11.7%	13.3%	11.0%	11.7%	13.3%	11.2%	11.6%	13.0%
2015年6月	11.5% (※1)	12.2%	13.9%	11.4%	12.2%	13.9%	12.8% (※2)	13.2% (※3)	14.5% (※4)

(注) 図表 3 では、原則として、Table A.5 の数値を採用している。もっとも、2015 年 6 月の数値は、Table 1 と Table A.5 との間に相違がある。これは、Table 1 はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）の資本水準の平均であるのに対し、Table A.5 は 2011 年 6 月から 2015 年 6 月までの間継続的にモニタリング情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ 1 が 91 行、そのうち G-SIBs が 30 行、グループ 2 が 71 行）の資本水準の平均であることに起因する。そこで、2015 年 6 月の資本水準（平均）に限り、Table 1 の数値を採用している。

(※1) Table A.5 では「11.4%」。

(※2) Table A.5 では「12.1%」。

(※3) Table A.5 では「12.5%」。

(※4) Table A.5 では「13.9%」。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1 及び Table A.5 より大和総研金融調査部制度調査課作成

CET 1 比率に関しては、グループ 1 の 100%が、最低所要水準（4.5%）、及び最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている⁴。

同じくグループ 2 では、CET 1 比率につき、100%が最低所要水準（4.5%）を、97%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている⁵。

⁴ サンプル数は 101。

⁵ サンプル数は 118。

(2) 規制資本の内訳

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢベースの規制資本（CET 1、その他 Tier 1、Tier 2）の内訳は、図表4のとおりである。

図表4 規制資本の内訳

	グループ1						グループ2		
	全体			G-SIBs			CET 1	その他Tier 1	Tier 2
	CET 1	その他Tier 1	Tier 2	CET 1	その他Tier 1	Tier 2			
2011年6月	82.4%	3.2%	14.5%	81.0%	3.7%	15.3%	77.4%	3.9%	18.7%
2011年12月	83.5%	2.8%	13.7%	82.5%	3.0%	14.5%	77.2%	4.5%	18.3%
2012年6月	85.8%	2.4%	11.8%	85.0%	2.6%	12.4%	79.4%	6.4%	14.2%
2012年12月	86.2%	2.1%	11.7%	85.5%	2.4%	12.1%	81.3%	5.1%	13.6%
2013年6月	85.6%	2.1%	12.3%	84.6%	2.3%	13.1%	79.7%	5.6%	14.7%
2013年12月	85.6%	2.4%	12.0%	85.3%	2.8%	11.9%	80.6%	5.1%	14.2%
2014年6月	85.2%	3.6%	11.2%	85.6%	4.1%	10.3%	84.2%	2.3%	13.5%
2014年12月	83.6%	4.6%	11.8%	82.9%	5.4%	11.7%	86.6%	2.5%	10.9%
2015年6月	82.5%	5.4%	12.1%	81.5%	6.3%	12.2%	87.1%	2.8%	10.1%

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 11 より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、バーゼルⅢベースの規制資本のうち、CET 1の基礎項目（プラス項目）の内訳は、図表5のとおりである。

図表5 CET 1の基礎項目の内訳

CET 1の基礎項目	グループ1						
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月
払込資本	46.7%	45.7%	44.1%	43.3%	41.6%	39.8%	38.6%
内部留保	50.3%	50.4%	52.6%	53.9%	54.4%	54.4%	55.0%
その他の包括利益累計額	2.2%	3.0%	2.3%	1.9%	3.2%	5.4%	5.9%
CET 1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
CET 1の基礎項目	グループ2						
	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月
払込資本	42.2%	42.9%	44.1%	45.5%	40.7%	50.5%	46.2%
内部留保	51.0%	49.4%	47.4%	45.4%	44.8%	35.6%	38.3%
その他の包括利益累計額	5.2%	5.1%	6.3%	6.5%	11.9%	10.2%	11.5%
CET 1に係る調整後少数株主持分	1.7%	2.5%	2.2%	2.6%	2.6%	3.8%	4.0%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 資本不足額

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額の合計は、図表6のとおりである。

図表 6 資本不足額（自己資本比率規制）

（単位）10 億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ			最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ + G-SIBsサーチャージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	27.9	50.9	84.5	406.4	164.4	155.3
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	79.1	326.6	175.2	159.4
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.0	8.7	42.9	155.9	160.8	149.4
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	158.9	171.3	0.0	5.6	29.4	89.5	123.8	109.0
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	0.0	5.6	30.2	80.3	92.4
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	7.5	33.9	57.7
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.8	0.0	0.0	0.0	0.0	8.6	60.2
2014年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	38.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	29.3
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4
	グループ2											
	最低所要水準			最低所要水準 + 資本保全バッファ								
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
	2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6					
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	7.4	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.1	1.8	5.6	5.6						
2014年12月	0.0	0.4	1.8	1.5	5.9	5.5						
2015年6月	0.0	0.0	0.3	0.2	2.9	5.6						

（注）「総自己資本比率」に対する資本不足額とは、「Tier 1 比率」に対する資本不足額を補ってもなお不足している、Tier 2 若しくはより高品質の規制資本（CET 1 又はその他 Tier 1）の額をいう。

（出所）「パーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1、Table A. 6、Table A. 7 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、G-SIBs30 行⁶のうちすべてが、すでに最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした CET 1 比率をクリアしている。

なお、グループ 1 の銀行（金融機関）の、最低所要水準と資本保全バッファの合計⁷に対する資本不足額については、全体で 162 億ユーロ、うち G-SIBs30 行だけで 114 億ユーロと、決して少ないとは言えないと思われる残高となっている。ただし、資本不足額の推移をみると前回

⁶ （2014 年末のデータに基づく）G-SIBs30 行とそれらに対する資本サーチャージ（普通株式等 Tier 1 で 1.0% ~ 2.5% の上乗せ）については、以下の金融安定理事会（FSB）ウェブサイトを参照されたい。
<http://www.fsb.org/wp-content/uploads/2015-update-of-list-of-global-systemically-important-banks-G-SIBs.pdf>

⁷ G-SIBs30 行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした総自己資本比率を指す。

に比して60%以上の減少となっていることから、このままのペースで行けば2019年の完全実施までには資本不足額ゼロを達成できることが期待される。

(4) CET 1に係る調整項目

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）における、バーゼルIIIベースのCET 1は、調整項目（マイナス項目）の控除により、それぞれ（控除前と比して）17.3%、12.9%の縮小がなされている。

CET 1の調整項目の内訳は、図表7のとおりである。

図表7 CET 1の調整項目の内訳

(サンプル数)	グループ1								
	(91)	(91)	(91)	(91)	(91)	(91)	(91)	(91)	(91)
CET 1の調整項目	2011年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月
のれん	-15.3%	-14.0%	-13.2%	-12.3%	-11.9%	-11.2%	-10.7%	-10.3%	-10.0%
無形固定資産（のれん・MSR（※1）を除く）	-3.7%	-3.5%	-3.3%	-3.1%	-2.9%	-2.7%	-2.6%	-2.5%	-2.4%
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）	-3.3%	-2.8%	-2.5%	-2.6%	-2.7%	-2.4%	-2.2%	-2.0%	-1.9%
他の金融機関等（※2）の普通株式（※3）	-3.0%	-1.9%	-1.7%	-2.4%	-2.4%	-1.4%	-1.3%	-0.9%	-0.7%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.8%	-1.6%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%
特定項目（※4）に係る15%基準超過額	-2.1%	-1.6%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%
その他（※5）	-3.0%	-3.7%	-3.4%	-2.8%	-2.1%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%
計	-32.1%	-29.2%	-26.7%	-25.6%	-23.9%	-20.0%	-18.8%	-18.2%	-17.3%
(サンプル数)	グループ2								
	(73)	(73)	(73)	(73)	(73)	(73)	(73)	(73)	(73)
CET 1の調整項目	2011年6月	2012年12月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2014年12月	2015年6月
のれん	-14.0%	-8.8%	-8.0%	-7.3%	-7.2%	-5.8%	-5.0%	-4.1%	-3.8%
無形固定資産（のれん・MSR（※1）を除く）	-3.4%	-3.2%	-2.9%	-2.9%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.8%	-2.6%
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.9%	-1.2%	-0.9%	-0.8%	-1.1%	-0.8%
他の金融機関等（※2）の普通株式（※3）	-4.3%	-4.5%	-4.4%	-4.7%	-5.0%	-4.2%	-3.0%	-3.3%	-3.1%
一時差異に基づく繰延税金資産	-3.8%	-1.9%	-2.0%	-2.0%	-1.5%	-0.4%	0.0%	-0.3%	-0.2%
特定項目（※4）に係る15%基準超過額	-2.0%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.2%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%
その他（※5）	-4.2%	-4.3%	-4.3%	-4.3%	-4.7%	-5.0%	-2.1%	-2.3%	-1.8%
計	-32.1%	-24.5%	-23.3%	-23.2%	-23.6%	-19.9%	-14.0%	-14.6%	-12.9%

（※1） モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」（将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第36項参照）のうち、住宅ローンに係るものをいう。

（※2） 「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行（金融機関）、証券会社および保険会社をいう。

（※3） ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式（資本かさ上げ目的の持合）の全額、少数出資金融機関（議決権割合が10%以下の他の金融機関等）および議決権割合が10%を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行（金融機関）のCET 1の10%を超える部分に相当する額をいう。

（※4） 「特定項目」とは、概ね、議決権割合が10%を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の3項目をいう。

（※5） 「その他」には、自己保有普通株式、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を超過する場合における当該超過額（内部格付手法採用行）、繰延ヘッジ損益、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額、前払年金費用（退職給付に係る資産）、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額、モーゲージ・サービシング・ライツ、その他Tier1資本不足額が含まれる。

（出所）「バーゼルIIIモニタリングレポート」Table A. 12、Table A. 13 より大和総研金融調査部制度調査課作成

4. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率（資本／総資産）⁸を「3%以上」（Tier 1 ベース）としている。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）におけるレバレッジ比率の平均は、図表 8 のとおりである。

図表 8 レバレッジ比率（平均）

	グループ1		グループ2
	全体	G-SIBs	
2011年6月	3.4%	3.3%	3.7%
2011年12月	3.5%	3.4%	3.6%
2012年6月	3.7%	3.6%	3.8%
2012年12月	3.7%	3.6%	3.7%
2013年6月	4.0%	3.9%	3.9%
2013年12月	4.4%	4.4%	4.5%
2014年6月	4.7%	4.6%	5.0%
2014年12月	5.0%	5.0%	5.0%
2015年6月	5.2%	5.2%	5.4%（※）

（注）図表 8 では、原則として、Table A. 15 の数値を採用している。もっとも、グループ 2 の 2015 年 6 月の数値は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」の本文と Table A. 15 との間に相違がある。これは、本文はすべてのモニタリング対象の銀行（金融機関）のレバレッジ比率の平均であるのに対し、Table A. 15 は 2011 年 6 月から 2015 年 6 月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行（金融機関）（グループ 1 が 91、そのうち G-SIBs が 30、グループ 2 が 71）のレバレッジ比率の平均であることに起因する。そこで、2015 年 6 月のレバレッジ比率（平均）に限り、本文の数値を採用している。

（※）Table A. 15 では「5.3%」。

（出所）「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及び Table A. 15 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）⁹のうち、グループ 2 の 7 行が「レバレッジ比率 3%以上」をクリアできていない¹⁰。

ここで、参考として、レバレッジ比率の分子（Tier 1 資本）と分母（エクスポージャー額）、自己資本比率の分母（リスク・アセット）、そして会計上の総資産の推移を示すと、図表 9 のとおりである。

⁸ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率 3% (=3/100) 以上」は、「レバレッジ 33 倍 (=100/3) 以下」と言い換えることが可能である。

⁹ サンプル数は、グループ 1 が 101、グループ 2 が 108。

¹⁰ 前回のモニタリングでは、レバレッジ比率 3%をクリアできていない銀行（金融機関）はモニタリング対象のうち 10 行（グループ 1 が 3 行、グループ 2 が 7 行）であった。

図表9 Tier 1 資本、リスク・アセット、エクスポージャー額、会計上の総資産の推移

2011年6月=100

	グループ1							
	全体				G-SIBs			
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2011年12月	105.3	98.6	102.8	103.0	104.4	97.2	102.8	102.9
2012年6月	114.0	97.1	106.3	106.8	114.2	94.9	106.1	106.4
2012年12月	120.0	95.2	110.8	105.8	119.5	91.8	110.7	104.9
2013年6月	125.9	96.7	108.7	106.8	125.4	93.1	99.8	105.4
2013年12月	135.3	96.4	104.9	105.4	135.2	92.3	104.7	103.2
2014年6月	145.4	96.5	107.6	109.5	145.1	92.5	106.3	106.7
2014年12月	154.0	98.0	107.2	111.8	154.1	93.9	105.2	109.0
2015年6月	163.7	100.2	109.8	114.4	163.3	95.3	106.9	110.7
	グループ2							
	Tier 1資本 (レバレッジ比 率の分子)	リスク・アセット (自己資本比率の 分母)	エクスポージャー額 (レバレッジ比率の 分母)	会計上の総資産				
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0				
2011年12月	102.3	101.8	103.2	103.2				
2012年6月	109.6	99.9	105.6	104.8				
2012年12月	108.0	100.3	106.9	104.8				
2013年6月	109.9	100.2	102.8	105.9				
2013年12月	124.3	98.2	100.0	103.5				
2014年6月	139.8	98.1	101.7	105.3				
2014年12月	139.7	96.6	101.1	106.0				
2015年6月	152.5	97.9	103.6	107.7				

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A. 16 より大和総研金融調査部制度調査課作成

BCBSによると、モニタリング対象となった銀行（金融機関）の3.4%（約7行）が、最低所要水準（Tier 1）と資本保全バッファの合計（8.5%）に G-SIBs サーチャージを上乗せした Tier 1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率3%をクリアできないとされている（図表10の下線箇所参照）。

図表10 レバレッジ比率と Tier 1 比率（8.5% + G-SIBs サーチャージ）の関係

		Tier 1比率 (8.5%+G-SIBs サーチャージ) をクリアしていない?		計	Tier 1比率 (8.5%+G-SIBs サーチャージ) をクリアした後の合計
		Yes (※)	No (※)		
レバレッジ比率3%を クリアしていない?	Yes (※)	0.5%	2.9%	3.4%	3.4%
	No (※)	4.3%	92.3%	96.6%	96.6%
	計	4.8%	95.2%	100.0%	100.0%

(※) 該当する銀行（金融機関）の割合

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 3 より大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額（図表6参照）と、レバレッジ比率3%に対する資本不足額の合計は、図表11のとおりである。

図表11 資本不足額（自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制）

(単位) 10億ユーロ

	グループ1											
	全体						G-SIBs					
	自己資本比率規制上の資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額					
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ			最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ +G-SIBsサーチャージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	27.9	50.9	84.5	406.4	164.4	155.3
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	79.1	326.6	175.2	159.4
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.0	8.7	42.9	155.9	160.8	149.4
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	158.9	171.3	0.0	5.6	29.4	89.5	123.8	109.0
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	0.0	5.6	30.2	80.3	92.4
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	7.5	33.9	57.7
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.8	0.0	0.0	0.0	0.0	8.6	60.2
2014年12月	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	38.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	29.3
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額						自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額					
2013年12月	0.1	39.5	3.0	15.1	72.8	90.9	0.0	31.8	0.0	11.8	61.8	62.7
2014年6月	0.0	7.0	0.0	3.9	21.7	78.3	0.0	4.7	0.0	3.9	15.0	64.4
2014年12月	0.0	3.1	0.0	0.0	8.1	40.6	0.0	2.7	0.0	0.0	5.0	30.4
2015年6月	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4
	グループ2											
	自己資本比率規制上の資本不足額											
	最低所要水準			最低所要水準 +資本保全バッファ								
		CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率					
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	7.4	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.1	1.8	5.6	5.6						
2014年12月	0.0	0.4	1.8	1.5	5.9	5.5						
2015年6月	0.0	0.0	0.3	0.2	2.9	5.6						
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額											
2013年12月	2.0	7.5	3.9	9.4	12.9	8.0						
2014年6月	0.1	3.4	3.1	1.8	8.6	5.4						
2014年12月	0.0	4.3	1.8	1.5	8.4	5.5						
2015年6月	0.0	4.3	0.3	0.2	7.2	5.6						

(注)「総自己資本比率」に対する資本不足額とは、「Tier 1比率」に対する資本不足額を補ってもなお不足している、Tier 2若しくはより高品質の規制資本（CET 1又はその他Tier 1）の額をいう。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1、Table A.6、Table A.7等より大和総研金融調査部制度調査課作成

5. 流動性規制

(1) 流動性カバレッジ比率 (LCR)

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率（適格流動資産／30日間のストレス期間に必要となる流動性）を「100%以上」としている（2015年から2019年にかけて段階的に実施）¹¹。

グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）におけるLCRの平均は、図表12のとおりである。

図表12 LCR（平均）

	グループ1 (サンプル数)		グループ2 (サンプル数)	
2011年6月	(103)	90%	(101)	83%
2011年12月	(102)	91%	(107)	98%
2012年6月				
2012年12月	(101)	119%	(121)	126%
2013年6月	(102)	114%	(124)	132%
2013年12月	(101)	119%	(115)	132%
2014年6月	(94)	121.3%	(116)	140.1%
2014年12月	(95)	125.3%	(105)	144.3%
2015年6月	(92)	123.6%	(68)	140.1%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象¹²となった銀行（金融機関）の84%（約134行）がすでに「LCR 100%以上」をクリアしている¹³。言い換えると、16%（約26行）がこれをクリアできていないということになる。

(2) 安定調達比率 (NSFR)

バーゼルⅢは、安定調達比率 (NSFR)（利用可能な安定調達額（資本+預金・市場性調達の一

¹¹ LCRの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

- ◆ 「流動性カバレッジ比率 (LCR) の告示」(鈴木利光) [2015年2月18日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150218_009461.html)
- ◆ 「流動性カバレッジ比率 (バーゼルⅢ)」(鈴木利光) [2013年3月18日]
(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

¹² サンプル数は、グループ1が92、グループ2が68。前回に比してグループ2のサンプル数が大幅に減少しているのは、データのクオリティ不足によりドイツの銀行を除外したためと考えられる（「バーゼルⅢモニタリングレポート」脚注23及び図表1参照）。

¹³ 前回のモニタリングでは、「LCR100%以上」をクリアしている銀行（金融機関）はモニタリング対象の85%（約170行）であった。

部) / 所要安定調達額 (資産×流動性等に応じたヘアカット)) を「100%以上」としている (導入は2018年から)。

前回のモニタリングから、BCBSが2014年10月31日に公表したNSFRの見直しに係る最終規則文書¹⁴による変更が完全に反映されている。

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるNSFRの平均は、図表13のとおりである。

図表13 NSFR (平均)

	グループ1 (サンプル数)		グループ2 (サンプル数)	
2011年6月	(103)	94%	(102)	94%
2011年12月	(102)	98%	(107)	95%
2012年6月	(101)	99%	(108)	100%
2012年12月	(101)	100%	(121)	99%
2013年6月				
2013年12月	(101)	111%	(107)	112%
2014年6月	(94)	110%	(118)	114%
2014年12月	(97)	111.2%	(104)	113.8%
2015年6月	(100)	111.9%	(102)	114%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象¹⁵となったグループ1の銀行(金融機関)の79%(約79行)、グループ2の銀行(金融機関)の83%(約85行)が、すでに「NSFR100%以上」をクリアしている¹⁶。言い換えると、グループ1の21%(約21行)、グループ2の17%(約17行)が、これをクリアできていないということになる。

6. おわりに

以上が、BCBSによる「バーゼルⅢモニタリングレポート」の概要である。

グループ1の銀行(金融機関)においては、前回同様、CET1の最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)¹⁷に対する資本不足額がゼロとなっている。グループ2の銀行(金融機

¹⁴ NSFRの見直しに係る最終規則文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆「安定調達比率(NSFR)(バーゼルⅢ)」(鈴木利光)[2015年3月18日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150318_009563.html)

¹⁵ サンプル数は、グループ1が100、グループ2が102。

¹⁶ 前回のモニタリングでは、「NSFR100%以上」をクリアしている銀行(金融機関)は、モニタリング対象となったグループ1の銀行(金融機関)の75%(約73行)、グループ2の銀行(金融機関)の85%(約88行)であった。

¹⁷ G-SIBs30行においては、最低所要水準と資本保全バッファの合計(7.0%)にG-SIBsサーチャージを上乗せしたCET1比率を指す。

関)においても、前回に比して、CET 1 の最低所要水準と資本保全バッファの合計 (7.0%) に対する資本不足額が約 90%減少している (図表 6 及び「バーゼルⅢモニタリングレポート」 p. 13 参照)。

こうしたことから、前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行 (金融機関) は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019 年の完全実施までに資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ 1 及びグループ 2 の銀行 (金融機関) の双方において、CET 1 が規制資本の 8 割超を占めているところ (図表 4 参照)、その CET 1 の相当部分 (グループ 1 においては 55%、グループ 2 においては 38.3%) を内部留保が占めているためである (図表 5 参照)。

以上